昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可
発行所＝社会通信社　発行人＝滝野　忠
東京都千代田区飯田橋４の４の８朝日ビル４０１号室　電話（０３）２６１－７０７９
振替＝東京０－５８４３１　労金＝東京労金本店№５０２３４
購読料＝月額４００円　６ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■
古くして新しい問題……2
本部方針と党員の認識に大きな違い……3
―社会党第四八回大会の報告―
決定的な「体制の違い」は何か……7
―支離滅裂な「社会主義の構想」の解説(四)―
◇富山・農協労の仲間からの報告◇
生き続け、働き続けるために闘いぬく……11
私たちの職場実態と八四春闘への決意……13
時が新しい革命アフガニスタンに味方する……16
―伊共産党中央委へのアフガニスタン人民民主党の公開書簡―

岩下武夫著（社会通信社刊）
「ソ連脅威論」の虚構
好評発売中！　B6版　二百頁

旬刊 社会通信

NO. 224
一九八四年三月二一日
一九八四年三月二一日
（毎月一日・一一日・二一日三回発行）

■巻頭言■

古くて新しい問題・「党と労組の団結のあり方」

全民労協は五〇〇万の労働者を組織したと言う。総評の指導部は五〇〇万の数に目がくらみ、たたかう総評の伝統を忘れて、右往左往している。

この指導性を失なった姿は、職場の組合員の信頼を失ない、日本労働運動は右へ右へと流れて、政府自民党の横暴を赦してしまっている。

ではなぜ全民労協が五〇〇万を組織し、総評がその力を弱めたか、このナゾを解くことなしに日本労働運動の階級的強化はない。

一九四五年、敗戦によって決定的とも言える打撃をうけた日本独占資本は、その復活のためには最大の障害となる日本社会党と労働運動から階級性をなくすことにすべてを集中した。

産別会議から総評が生まれたときは総評に期待をかけ、総評がニワトリからアヒルに変わると、四単産批判から同盟結成へつながる右翼労働運動の育成に陰になり日向になって力をそそいできた。

全国のたたかう労働組合で資本と権力と一体となった同盟の分裂攻撃をうけなかったところはない。

同盟は資本と権力と一体となってたたかう労働組合に分裂のクサビを打ちこみ、労働者の弱みにつけこんで第二組合を作り、総評組織を喰いちぎり同盟組織を拡大してきた。

この分裂攻撃、あるいは労働組合乗取り攻撃をみるとき忘れてならないのは、労務屋といわれる「影の集団」の存在である。

ねらいをつけた労働組合は、数年をかけて幹部・活動家、組合員の分析をおこない、組合指導部にたいする不満分子をつかみ、専門の教育機関で教育し、不満分子の集団を作り出す。

日産自動車の日産同志会。雪印食品のＤＥＣ、プリマハムのＰＨＣ、北辰電機の労友会等々いわゆるインホーマル組織である。

産別会議が日本共産党の引きまわしのなかで民主化運動がおこり、総評が結成された歴史的経過のなかで総評指導部は、「あつものに懲りてナマスを吹く」の誤りをおかしてこなかったか。社会党員協議会は総評労働運動の発展のために党と労働組合の団結の要であったが、これをたんなる役員のサロンとしてしまわなかったか。

独占資本と政府自民党が日本社会党と総評の階級的前進を阻止するために全力を集中しているときに、党と労働組合の団結を弱めてしまわなかったか。

第二組合集団＝同盟が「陰の集団」を作り、資本と権力さらに日本社会党から脱落した民社党と一体となって組織拡大をおこない、全民労協として民間労働運動の指導権を握ろうとしているいま、われわれは総評の階級的前進をもう一度基礎から築き上げる決意をこめて、古くて新しい問題、党と労働組合の団結のあり方について考えてみるときではないか。

本部方針と党員の認識に大きな違い

― 社会党第四八回定期全国大会の報告 ―

日本社会党第四八回定期全国大会（続会大会）は二月二七、二八日の両日、日本教育会館で開催された。しかも、国会審議の関係上実質討議は一日だけであった。九月大会以降衆議院選挙をたたかい、八四年運動方針をはじめ重要な案件を含んでいる大会だけに、もっと討論日程をとるべきだというのは私一人ではあるまい。大会日程が不十分なこともあって代議員の発言と書記長をはじめ中執の答弁に大きなギャップがあっても、未消化のまま終了した大会でもあった。大会終了後の各紙の報道や論説のなかでもそのことが窺える。

「社会党の主張と政策は、長い間、硬直していた。それだけに、（ニュー社会党）は新鮮に映る。だが、現実を重視することは、現実に押し流される危険もはらんでいる」「社会党は（ニュー社会党）の現実路線を確認、政権を担える党づくりへ向けて一歩を踏み出した。……（現実路線は現実追認に堕しかねない）との疑念を党内に残しつつ」（「朝日」）

「同党は、現実路線の第一歩を踏み出した」と評価しながら、あとでは「（党の統一と団結）という大義名分の前に、現在、党内に抱えている矛盾を押し込めた形で終わったと言ってもよいだろう」（「読売」）「その底流で、同党が（現実重視）の方向へ急ピッチで変化していることを印象づけた」としながらも「こうした路線にかかわる変化は、石橋氏の現実対応に象徴される変化と同時進行（社会主義協会のこと）しているが、まだ、ドッキングはしていない」（以上「毎日」）。

以上のように、マスコミは、社会党の「現実路線」を評価し、その方向に行くことを期待しながら、大会は、強い反対があったことを認めている。

方針書は改良主義、民社党への道

八四年運動方針は、階級的視点をもった分析がなされていない。国際情勢では米、ソを同列においた分析をおこない、資本主義国の恐慌、矛盾の深化にたいして、社会主義国の着実な前進、優位性は何もふれていない。国内情勢についても、不況や失業の増大を資本主義経済の法則的矛盾から、とらえようとはしない。自民党の「経済政策」の失敗だととらえている。だから、内需主導型経済の転換とか、国民主導の行政改革となり、「反合理化闘争」については一言半句もなく、あるのは「ゆるやかで、確実な改革と進歩」となっている。行革、軍拡のなかで労働者・勤労国民が犠牲にされ、苦しみぬいていることにはふれないで、そしてたたかおうとしないで、資本主義の下で解決しようという方針になっている。改良主義の党（改良闘争はいうまでもなく大切である）、資本主義の枠内の党であれば、それは民社党と同じである。

その方針の基調にたいして、当然のことながら多くの代議員から反対の意見が具体的事実を通して発言された。

「違憲・合法論」は後退

「現実路線」の端的なあらわれとして、違憲・合法論（法的存在）があることは周知で

ある。この問題については、「非武装中立」を党是としている社会党の方針転換であるとして、事前に五県本部と三九の各級機関、個人から反対の意見書が寄せられていたし、大会の発言も、党務報告にたいする質問（一〇名）、運動方針小委員会の発言者（一七名）のうち、二四名の代議員が反対の立場で発言した。支持発言をしたのはたったの二名であった。

反対の内容は、①重大な路線変更は、機関にかけるべきだ。②違憲なものは、違法である。③現実の反基地、反自衛隊のたたかいができなくなる。④非武装中立の路線を転換して現状追認となる。これらの追求にたいして、田辺書記長は、党の方針（非武装中立、反自衛隊）を変えるものではない。いわゆる「違憲・合法」は、これまで不明確だった自衛隊の縮小・解消に向けて道筋を示したものである、と答弁したが、代議員は承知せず、福岡、沖縄県本部を先頭に修正案が提出された（不思議に修正案は、代議員には配布されなかった）。その代表発言を受けて、石橋委員長が三〇分にわたって、真意と経過について声涙ともにくだる集約をおこなった。その結果、自衛隊法、防衛庁設置法などは「適法性」をもたないことが確認された（内容は、社会新報その他参照）。だから、代議員は承知したのであった。

「行革」に代案が必要か

行政改革についても多くの反論がなされた。「行革」で苦しめられ、たたかっている労働者にたいして力づけにならないどころか、まったく逆に冷水を浴びせることになる。中曽根内閣の臨調、行革は、労働者にたいする賃金抑圧、権利剥奪、人べらしとなっており、失業者も増大している。そして、軍拡のなかで、福祉・教育・医療・年金などは削減され、大幅な大衆増税となっている。これが現実だ。この現実とたたかわないで「民主、公正、効率の国民行革」とは、現実と乖離し、たたかわない現実路線となってしまう（兵庫、千葉、社青同など）、という強い指摘がなされた。（行革と関連して、内需拡大のための建設国債賛成論にも強い批判がなされた。）

これらの発言にたいして、田辺書記長の答弁は、臨調行革には反対する。しかし、代案が必要である。その代案とは、①各省庁の統廃合をおこない、地方に権限を拡大する。②不要不急の補助金を削減する、という内容であり、実質的には答えていない。行政改革にたいする実質方針変更はきわめて重要であるが、科学的社会主義の観点のない田辺書記長は、それをお知りにならないようだ。

「ニュー社会党」、社公中軸に強い不安

いわゆる「ニュー社会党」についても、全電通代表をはじめ二、三の代議員は賛成したが、多くの代議員から強い懸念が出された。すなわち、総選挙で前進できたのは「ニュー社会党」ではなく、党と党を支持する労働者の必死のたたかいの結果である。「ニュー社会党」は民社党の道につながりかねないし、「道」など棄てるのではないか、などの発言であったが、田辺書記長は、基本路線は変更しない、と答えるだけだった。（実質は変更がはじまっている。）

社公中軸論にも強い批判がなされた。その内容は、①全野党共闘を捨てるのか、反独占国民戦線の展望とは違う路線ではないか。②現実に社公中軸のたたかいは、大衆運動でも、首長選でもない。③党の方針を捨て、公明党、そして民社党まですり寄る方針ではないか、という発言にたいしても、田辺書記長は、①中曽根内閣とたたかうため、追いやるのではなく共闘を重視する。②社公中軸は国会共闘である、としか答弁しておらず、社公・民路線への危惧を払拭してはいない。

以上が主として、党務報告、運動方針小委員会における質疑、討論の重要な点であるが、他に、これから討論される「道」と「綱領」の見直し問題、そして「検討委員会」については、人選に地方代表を入れること、そして、期間をかけて十分な討議をおこない、時間がないからといって、拙速な態度をとらず、党内合意をはかるべきだ、との強い指摘がなされた。

議員支部問題には修正案

百万党建設は破綻したにもかかわらず、ぜんぜん総括をしないまま、大会には、十万の党員づくり、そのために大都市対策として、議員支部の建設が提案された。すでに党内では、幾度か否定された内容であるが、またぞろ提案されたのである。さすがに議員支部には反対が強く、神奈川県本部から削除の修正案が提出され、本部側は提案を下げ、大会後設置される「組織検討委員会」で討議されることになった。

青年運動については、一つの政党には、一つの青年同盟であり、社青同が中軸である。全国青年団結集会を中心に青年運動は盛り上がっている、という現状を踏まえて、三つの青年組織とは支持関係を改めるべきだ。青対部長会議を必ず開け、という強い意見が出された。

労働運動の問題でも、①全民労協にたいして党は見解をもつべきだ、②反行革・反合理化のたたかいを積極的にとりくめ、との声が強かった。

機関紙活動については、①紙面を改善し、反行革・反軍拡を基調にすべきだ、②日刊化の方針を後退させるべきでない、など機関紙活動を後退から、前進へと進もう、という意見が強く出された。

大会では議論されなかったが、財政問題については、前日の都県代表者において、百万党方針にもとづいて党勢を拡大した結果、旧党員と新党員の党費の格差、義務カンパの廃止などによって、財政状況が悪化していることが指摘され、一・一％党費の一年延長、そして一律党費制度の復活を含めて「組織検討委員会」で検討することになった。全党員一律党費制度にむけて、一歩進みだしたといえる。

以上が概括的な党大会をめぐる動きである。さて、それでは四八回大会をわれわれはどうとらえたらよいだろうか。

「反行革、反軍拡、反増税」のたたかいを

本部提案は間違いなしに、政権構想を急ぐあまり「現実路線」を取り、逆に現実に起こっている矛盾とたたかわない方針であった。資本主義体制の下では、真に労働者が解放され

ることはない。また、利潤第一の社会であって真の平和はのぞめない。軍事拡大の道は必然である。この法則的なことが、まさに現実となってわれわれの前にあらわれている。この現出する矛盾にたいしてたたかうことによって「訓練され、組織され」た労働者がつくり出される。今、必要なのはそのことである。

大会は、討論内容でも右傾化、民社化にたいする危惧と方針にたいする厳しい批判が集中したのは、当然であった。そして結果は、いわゆる「違憲・合法」にたいしては、「自衛隊法、防衛庁設置法」は適法性をもたない。そして、「反基地、反安保、反自衛隊」のたたかいを強化する決議案も満場一致採択され、一応の歯止めがかかった。

党の組織原則を曲げる「議員支部」についても、事実上撤回され、検討委員会で討議されることになったし、社会主義政党として当り前の「全党員一律党費制度」にむけても動き出すことになった。いわゆる「左翼バネ」、まともに党建設を考える党員の手によって、党右傾化に一定の歯止めはかかった。

しかし、現在の階級闘争の接点となる反合理化、反行革のたたかいについては、方針の上で十分に代議員の意見が集約されていないし、連合政権構想の中軸が「社公」である、という方針を変えることはできなかった。良心的党員や左派党員がいくら主張しても、田辺書記長を中心とする執行部の答弁は、常にすれ違いであった。そのことは日程が不足していたことも一因ではあるが、基本的なことは左派が散発的であって、事前も含めて、組織された力として発揮されなかったことにある、と私は見ている。もっと組織的に活動し、発言していれば変わったものになったであろう。

冒頭で新聞記事を紹介したように、マスコミは熱い目差（まなざし）を込めて党中央の「現実路線」を歓迎し、大会討論にもそれを期待した。しかし、結果はそうはならなかった。下部党員の健全さを示し、左翼バネの働きをした。これを党中央が押さえられなかったことへのいらだちがあの記事となっている。

しかし、われわれは違う、大会を開催すれば党員の意見が、たとえ不十分でも反映される。その意見は、党の現実化＝民社化の道に反対である。このことに自信を深めることができる。党中央の方針が若干「現実路線」で右に傾むいても、最終的には党員の意思である。そのような立場を堅持して、これからのわれわれの基調は、労働者、勤労国民の生活苦、平和の危機のなかで「反行革、反軍拡、反増税」のたたかいを強化し、そのたたかいを通じて労働運動、社会党強化の道を進むことであり、それ以外の道はない。

すでに新自由クを取り込んで第二次中曽根内閣は発足した。そして民社党も体制補完物として、その本性をむきだしにしている。公明党もまた、野党のポーズは取りながら、基本的な政策では、現実を容認している。危機を深める独占資本とその代弁者にとって、最大の狙いは、社会党と総評の体制化、解体であり、その狙いもかなり現実化している。われわれにとっては、腰を据えて社会党、総評の強化にとりくむ外にない。

決定的な「体制の違い」は何か

―支離滅裂な「社会主義の構想」の解説(四)―

搾取が廃絶されない限り社会保障の無料化は不可能

いわゆる高齢化社会の問題も、前々回において明らかにした失業問題などあらゆる資本主義体制の矛盾や危機と同じく、社会主義革命をおこなういがいに根本的解決の条件は生まれない。すなわち、プロレタリアート独裁の権力下において独占資本を収奪し、主要な生産手段を全人民の所有に移すことによって搾取を廃絶する以外に根本的に解決することはできないのである。もちろん、前々回（第二二二号）に述べたように、社会主義革命をおこなったとたんに「そのことによってただちに」（三四頁）、あるいは「容易に」解決されるというのではない。とくに「今後二〜三〇年の間に西欧諸国の二〜三倍のスピードで高齢化社会に達する」（一二頁）日本において、社会主義革命が達成されたとたんに、「そのことによってただちに」人口の高齢化にストップがかかるなどというようなことはありえないからだ。しかし、労働力の商品化がなくならないかぎり失業もなくならないのと同じように、搾取が廃絶されないかぎり、年齢（老齢）年金はじめ社会保障の無料化、医療、教育の無料化など社会的消費フォンドからの無償分配は絶対に不可能である。

資本主義体制のもとでは、全人民の共同労働の成果は、ひとにぎりの独占資本によって生産過程における剰余価値の搾取だけでなく、独占価格やインフレーションをつうじて二重、三重に搾取され横領された上に、さらに独占資本の国家（ブルジョア独裁）を維持するために全人民は重税を搾取されている。そして、この国民から搾取した税金も独占資本の利益のためにますます突出する防衛費などに湯水のように使われる結果、福祉・教育は切り捨てられる一方なのに、逆に保険料の負担はますます増大する一方である。このような国家独占資本による搾取のしくみをそのままにし、そしてそのことによって必然的に生ずる財政危機のもとで社会保障を無料にし、教育や医療を無料にすることがいったい可能かどうか考えてみるがよい！

独占資本の収奪によって主要生産手段が全人民の所有に転化してはじめて搾取は廃絶され、全人民の共同労働の成果は全人民のものとなる。こうしてこそはじめて、「労働に応じた分配」とともに社会的消費フォンドからの無償分配が可能となる。だから社会主義国では年金保障をはじめ社会保障は無料である上に、医療も無料（このことは高齢者や身障者にとってとくに重要である）、教育も無料であり、多くの児童施設などの維持費も大半は国家が負担している。それに加えて家賃や公共料金なども国庫補助によってきわめて低くおさえられている。搾取者のいなくなった社会主義社会では、全人民の共同労働の成果を社会的消費フォンドとして全人民の利益のために分配するのは当然のことであり、たとえば年金受給のために掛金を支払うなどというようなことは思いもよらないのである。

ＭＥ革命の生産活動に与える決定的な違い

以上のような「体制の違い」をちょっと考えてみただけで、「解説」のつぎの文章がいかにまちがっているかがわかるであろう。この文章は、前回にも引用したが、その誤りについて前回は指摘しなかったのでもう一度引用しておこう。

「食糧、住環境、医療その他科学の発展とあいまって、世界の人口は増大し、とりわけ近代工業国家では、資本主義国でも社会主義国でも人口の高齢化がすすんでいる。日

本は、戦前に三七・八パーセントであった二五歳以下人口が二〇パーセント前後に落ちている。先進国共通のレベルであろう。また、今後二〇年間に日本の労働力人口は約八二〇万人増加するがそのうちの五五パーセントは五五歳から六四歳の高齢者である、と予測されている。一〇億の民の中国では一人っ子政策をすすめているが、二〇年後の中国では、一人の青年が何人の高齢者を養うことになるのだろうか。

人口の高齢化は体制のいかんを問わず進行する。高齢化社会が到来したときに、高齢者問題が社会に与える影響そのものは体制の違いによって変わることはない。生活活動が維持できるか。社会保障費用の増大をどう解決するか。家庭における婦人の過重な役割をどう解消するか。老人の生きがいをどう社会的に保証するか。どれをとっても容易な問題ではない。これらは現にソ連における国家政策の重要な課題となっている。われわれもまた、二一世紀には頂点に達するとみられる高齢化問題に真剣にとりくまねばならない」（三七～三八頁）。

まず、「人口の高齢化は、体制のいかんを問わず進行する」というのも後にみるように誤りであるが、それよりも決定的な誤りは、そのつぎの「高齢化社会が到来した時に、高齢者問題が社会に与える影響そのものは体制の違いによって変わることはない」云々というくだりである。

資本主義体制のもとで、こんご日本のようなスピードで人口の高齢化がすすみ、さらに「マイクロ・エレクトロニクス革命」の進行によって若年労働者のなかにも深刻な失業問題が不可避的に発生したならば、たんなる財政破綻どころか、それこそ資本主義体制そのものが「存亡の危機」に直面するであろう。そのときこそ、その危機の真の解決は社会主義体制いがいにないということが、「構想」の起草者や「解説」者たちにもわかるように暴露されるはずである（もっとも、そこまで行かなければ皆が真の社会主義にめざめないとしたらあまり好ましいことではないが）。

これにたいして搾取から解放された社会主義体制のばあいは、後にふれるようにかならず高齢化がすすむという必然性はまったくないが、かりにここにあげられている中国の例のように今後高齢化がすすむと仮定しても、あるいはまた、いまかりに日本が社会主義になったと仮定すれば、社会主義体制のもとでもなおしばらくは人口の高齢化がすすむとみなければならないので、そのように仮定したとしても、「高齢者問題が社会に与える影響そのもの」は、資本主義体制とは決定的な「違い」がある。

「解説」は、「高齢化社会が到来した時に、高齢者問題が社会に与える影響そのものも体制の違いによって変わることはない。生産活動が維持できるか。社会保障費用の増大をどう解決するか」云々という。だが、第一に、「体制の違いによって変わる」決定的な「違い」は、なによりもまず、科学技術革命が「生産活動」に与える「影響」である。たとえば、一台で六～七人分の働きをするロボットは、資本主義体制のもとでは人べらしの役割を果たし、深刻な失業問題をもたらす。だから「構想」も、こういっている。

「いま産業技術の発展は新しい段階を迎えようとしており、それは一八世紀末から一九世紀前半にかけての第一次産業革命（蒸汽機関の発明と実用化による）、一九世紀後半から二〇世紀前半にかけての第二次産業革命（電気の応用・内燃機関の導入による）に対比しうるものといわれている。その動きを代表するものはいわゆるマイクロ・エレクトロニクス（ME）革命であり、広い分野への応用である。同時にそれは雇用と労働の質に大きな変化を与える。最近電機労連が行なった『ME技術が雇用と労働に与える影響調査』では、対象事業所の九二・七パーセントがロボット・NC工作機械などのM

E機器を導入しており、一事業所当り六七台、従業員二〇人当り一台のME機器がわり当てられており、推定五万人もの仕事が奪われ、二四パーセントも雇用が減少したと試算されている」（四三頁）。

これにたいして、社会主義のばあいはかりに「高齢化社会が到来」して、働く青壮年層の比率が低下したと仮定しても、「ロボット・NC工作機械などのME機器」が導入されれば、人間を失業させるどころか、それが一台で六〜七人分もの働きをすることによって、「生産活動の維持」・拡大に十分に貢献できるような社会体制となっている。

それればかりではない。青壮年層にすら深刻な失業の危機が襲いかかる資本主義体制のばあい、高齢層はなおさらのこと「生産活動」から排除されるほかはないが、ソ連などのばあい年金年齢（男子六〇歳、女子五五歳）に達しても、かならず仕事をやめなければならないというわけではなく、ひきつづき「生産活動」に従事することがむしろ奨励されているのである。

「国家政策の重要な課題」の決定的「違い」は何か

「解説」はまた、そのあとすぐつづけて「家庭における婦人の過重な役割をどう解決するか。老人の生きがいをどう社会的に保証するか。どれをとっても容易な問題ではない。これらは現代における国家政策の重要な課題となっている」とここでもまたソ連のことをちょっぴりひきあいにだして、高齢者問題があたかも「体制の違いを越え」た「危機」であるかのようにしめしたつもりのようである。ところが実は、このくだりは「解説」者の意図に反して、資本主義体制との決定的な「違い」の一つを明白にしめすものとなっていることに気づかないのだから、きわめて皮肉というほかはない。

なぜかというと、資本主義というのは、「構想」も「解説」も一応は認めざるをえないように、「利潤追求を優先」（一一頁）し、「利潤追求を本質とする」（三八頁）社会体制にほかならない。したがって「利潤追求」をなによりも「優先」する資本主義体制が、ソ連におけるように、「家庭における婦人の過重な役割をどう解消するか。老人の生きがいをどう社会的に保証するか」等々ということを、「国家政策の重要な課題」とするはずはないからである。だから、「利潤追求を本質とする資本主義」を社会主義革命によって打倒し、全人民の完全な福祉と自由な全面的発達の保障をなによりも「優先」する社会主義体制を築きあげてこそ、はじめて「老人の生きがいをどう社会的に保証するか」等々ということを「国家政策の重要な課題」とすることができるのだ。

そして、ソ連などでは、「老人の生きがいをどう社会的に保証するか」ということを「国家政策の重要な課題」としているからこそ、年金年齢に達しても、健康状態が許せばなお働きつづけることを奨励しているのである。なぜなら、年金生活に入ったとたんに「生きがい」をなくし、いわゆる〝年金病〟とよばれるような病気にかかってしまうことがあるということは専門家からも指摘されているからだ。だから、以前の仕事が体力的に無理なばあいは、もっと楽な仕事に就くことも奨励されているのである。

そしてまた、まさに「生産活動」を「維持」し拡大するためにも、年金生活者が力相応の労働に就くことは、社会全体から強く望まれているのだ。それは、ソ連には失業がないどころか、労働力不足だからという理由だけでなく、また年金年齢に達しても多くの人は十分に働く能力をもっているという理由だけでもなく、彼らの長年の経験と知識を「生産活動」のために活用することは、社会の発展のためにもきわめて重要だと考えられるからである。

したがって、社会主義体制のもとで、かりに「高齢化社会が到来」しても、「高齢者問題が社会に与える影響」、とりわけ「生産活動の維持」に与える「影響」は、資本主義体制とは決定的な「違い」があるのだ。

出産が奨励されているソ連

第二に、「解説」は、「高齢化社会が到来したときに」、「社会保障費用の増大をどう解決するか」という問題も、「体制の違いによって変わることはない」という。しかし、社会主義体制では社会保障は無料であり、したがって、さきにみたように、社会保障のしくみそのものが資本主義体制と、搾取のない社会主義体制とでは、決定的な「違い」がある。問題は、「高齢化社会が到来したときに」、「生産活動が維持」できなくなったならばそれ自体がたしかに「危機」にほかならず、もしそうなったとすれば、「社会保障費用の増大をどう解決するか」という問題は副次的に生じる「危機」でしかないが、いまみたとおり、そんなことはけっしてありえないのである。

第三の問題は、「人口の高齢化は、体制のいかんを問わず進行する」というのはほんとうかどうかということである。問題のポイントは、ここにあげられている中国の例のように、特定の国、または特定の時期にそういう現象がみられるかどうかということではなく、どの社会主義国もかならずこんご人口の高齢化が進行する必然性があるかどうか、ということである。そして、ここでは中国の例はかろうじてあげているものの、ほかならぬソ連をあげていないということが、逆にソ連などにはそんな現象がないということをみずから告白したようなものである。なぜなら、他の「危機」について述べるときは、前々回においてみたように、それが「体制のいかんを問わず進行」しているようにしゃにむにみせかけるために、かなり無理なでっちあげをやってまで、かならずソ連の例をまっ先に掲げているのに、ここではさすがにソ連にも人口の高齢化がすすんでいるとはいえずに、最後にちょっぴりと「老人の生きがい」の問題などが「ソ連における国家政策の重要な課題となっている」とつけ加えることによって、ソ連もヤリ玉にあげたようにとりつくろわざるをえないからだ。だが、その例はたんに見当外れというより、きわめて皮肉なことに「解説」者の意図とは反対に、ソ連の優位性をしめすものにほかならぬことはさきにみたとおりである。

いうまでもなく、社会主義体制が健康で文化的な社会として発展すればするほど、老人の寿命は伸び、人口も増大するであろう。しかし、社会主義建設の誤りをくりかえしてきた中国がいま出産制限の政策をとりはじめたからといって、それを社会主義体制のもつ必然性として一般化することはできない。現にソ連では、母子保護政策のどれをとっても積極的に出産が奨励されていることがわかる。託児所・幼稚園の保育料（月一二〜一五ルーブル）は、どの家庭、どの母親でも支払える金額であり、保育費の五分の四を国家が負担し、子供が三人以上いる家庭は、保育料が安くなるか、免除されている。また、子供の多い家庭は、当然優先的に国営住宅を支給され、その他一連の物質的特典が与えられている。さらにまた、国家がおこなう児童施設での子供の社会的保育と子沢山家庭への援助の一部を子供のない人に負担させるために、子供のいない夫婦や独身男性には賃金の六％というかなり高い独身税が課されているということも、出産奨励の役割をはたしているといえよう。

（つづく）

◇富山・農協労の仲間からの報告◇

生き続け、働き続けるために闘いぬく

はじめに

今、私たちは、春闘の取り組みとともに昨年暮から私たちの仲間にかけられた不当出張など一連の不当労働行為と一時金のたたかいを、二月一五日の今日も半日ストライキを打ってたたかっています。

早く報告をしなければいけないと思いながらも、越年のたたかいや、春闘の取り組み、さらに産別本部、地本などのことに忙殺されてしまい、なかなかその気になれませんでした。しかし二一九号などで、各学習会の報告を、ということがのっていましたので、学習会が不充分な私たちは、当面のたたかいを報告することでお許し願おうと思ってペンを取りました。

時間内〝組活〟を理由に賃金カット

一九八三年、一一月二一日富山県農協労富山東支部の職員約六〇名、組合員四六名のある仲間が賃金カットされていることに気付きました。金額はわずかですが、調べて見ると、執行部三役とも差し引かれていたのです。

すぐに経営者に問い正すと、時間内組合活動分だということになりました。ところが時間内組合活動は労働協約にも明記してあり、ここ二〇年来カットなしでおこなわれて来た慣行でした。それを突然破りカットをしてきたのです。

これにたいし、支部はもちろん県本部、中執が抗議にいったところ、今度は県本部中執の入る団体交渉は受けないと、団体交渉拒否をおこなってきました。そして、一一月二五日第一波二時間ストライキを打ち抜き、一二月二日のストライキにむけ、取り組みを進めていたところ、一一月二九日に昨年まで同東支部出身の中執であり、県本部青年婦人部長を歴任したS君にたいし、経営者は隣りの富山市中央農協へ一二月一日から一ケ月間出向するようにいってきたのです。S君は当然、「おかしいなぜ出向せないかんのか」「いつもは課長を通じるのになぜ直接組合長が言うのか」「今日いって一二月一日からとは三日間しかない」と言い合っているうちに経営者は業務命令として出張命令を出す、となりました。彼は「労働組合と相談して返事する」とその日は終わったのです。私たちはすぐに、年末一時金や、賃カット問題、さらに団体交渉拒否のたたかいで、基本的にたたかおうというS君や、彼の影響力を恐れての見せしめ人事であるといい、一二月一日から出張拒否をかけて拒否をしてきました。これにたいし、経営者は団体交渉を拒否し続けましたので、一二月九日富山東支部組織分断攻撃撤回闘争と位置づけ、富山地方労働委員会へは、団交拒否、不当出張の不当労、富山地裁へは協約不履行の賃金不払いで提訴しました。

つまり、①賃金カットは、四六名の組合員しかいない支部の活動をするには、本部の会議や学習会などへの参加は、カットされるのとされないのでは大きな財政負担になり、年間四〇～五〇万円ほどになり、組合員一人当り一万円の負担増となる。そのために賃金カットによる組合活動の制限をしようとしてきたものです、②本部中執の入る団交拒否は、県

本部と支部との分断を狙ったものであること、③富山中央農協への出張は活動家排除と、本人へのいやがらせ、また県内経営者の望む人事交流の狙いを持ったものでした。

経営権、人事権が正面に

このたたかいのなかで、賃金カット、団交拒否は経営者もこだわらなくなりましたが、出張については、経営権・人事権であり、一歩もゆずれない…といってきました。ところがこのS君の前に、ある年輩の婦人は一年ごとに配転をうけ、今春は富山中央へ飛ばすぞとの組合長からのおどしを受け、依頼退職をしていることがわかりました。私たちは、S君自体の攻撃はもちろんのこと、このことで退職者を出していることを重視し、出張は絶対認めない、としてたたかってきました。一二月末には、二九日午後から三一日午前中までの四八時間のストライキを設定し交渉をしてきましたが、他はともかく出張はゆずれないの一点張りで決戦し、年末のストライキ、さらに一二月三〇日には、富山市の繁華街をデモ行進するという初めての経験もしました。

この間、経営者も支部書記次長に、「第二組合を作らないか、仲間を紹介する」といった画策や、農家組合員を使ってのおどしなどをかけてきました。

私たちは、越年すると見て、一時金にかわるものとして生活補助金一人三〇万円を用意し仮払いをするとともに、年あけからは再度経営者の狙いを確認するための職場討議学習会を開き、一月中旬から月末にかけて週一回のストライキの設定、月末にも四八時間ストライキを取り組みました。しかし経営者も、農家への宣伝をおこない労組が農協を乗っ取ろうとしているなどのデマをし、「われわれの農協を守ろう」などと、自らの不当な攻撃を省りみずに仕かけてきました。この間、一二月の地労委調査、一月の答弁書期日、一月二七日地裁、一月三一日第一回審問とあり、経営者の不当性がますます明らかになるにもかかわらず、相変わらずの回答をくり返しました。そして一方では一二月ストライキに三〇分余分なカットをおこない、県外出張拒否をたたかった仲間への賃金カット、また一月一七日私たちの代表のいない賞罰委員会でS君の出勤停止を決定後には、仕事を与えないという攻撃をかけてきました。

これらのことごとく不当労働行為の追加をおこなうとともに、二月一日から農協本部内への座り込みを計画し、県内各支部から三〇名の動員でおこなおうとしてきました。しかし、経営者は玄関にカギをかけ幹事、生産組合長等三〇人位動員し阻止してきました。私たちは農家は当面の敵ではないことと、トラブルを避けることや、逆にこの姿勢を仲間に知らせることと、農家の目の前で経営者の不当性を明らかにすることを目的に、青空交渉に成功し、経営者はその後出てこないという状況を作りました。今も理事とはにらみ合いを続けています。今は朝、抗議、一一時から三時まで近くの公民館で実態討論交流、三時から本部抗議という行動を毎日とっています。

活動家排除のネライが明確に

ところが二月一〇日、S君が不当処分としてたたかっている出勤停止処分が終了した日、経営者はまた二月一三日（月）から二五日（土）まで富山中央農協へ出張を命じてきました。このことによって活動家排除と、首切りの狙いがはっきりし、私たちも新たな怒りに

もえました。二月決着をめざし、当初からの予定通り、二月一三日から一二月以来支部五役の指名ストに加え執行部全員の指名スト、一五日からは金融関係者の指名ストに突入し、今後も随時ストライキを打つとともに、月末（農協の決算月でもあります）には、七二時間ストライキを予定しています。今日一五日も午前一一時から午後からの地労委審問にあわせ、全員のストライキを打ちぬくとともに、明日からは座り込みはもちろん執行部等、あわせて二六名（組合員四六名中）の指名ストライキでたたかっていきます。

S君は二月一三日より指名ストライキに入り、不当労追加も含め、経営者への対抗手段を検討している所です。私たちは、出張は首切りであること、通勤、労働時間、職場のかわったときの精神的苦痛をどうする、どこへでも勝手に経営者の意のままに飛ばされたら、とても働き続けれないと、たたかう意思統一をしています。「生き続け、働き続けるためにたたかいぬく」を合言葉に、農家や地域のさまざまな攻撃のなかにもかかわらず、私たちの主張はちゃんとしていこう、とたたかい続けています。

私たちの職場実態と八四春闘への決意

組合員の怒りは頂点に

最近における山形県職員労働組合（六、〇〇〇人）の職員実態をみると、県当局の合理化攻撃が激化し、生命まで奪われる状況にある。最近五年間で現職による死亡者が年平均一二人を数え、今年度もすでに一二人が尊い生命を奪われている。病名は心不全、くも膜下出血、がんなどであるが、死因を探ってみると精神的にも、肉体的にも疲れる労働にその原因を求めることができる。また、県職員の疾病状況をみると、全職員（七、〇九二人）のうち約半数（三、三一三人）が何んらかの疾病にかかっている。

県当局は行政需要が増大しているにもかかわらず、それに対応した人員を配置せず（定数は一般会計五、二七二人、一九七五年以来変更なし）、むしろ一九八一年九月に設置した県版臨調である山形県行政改善推進委員会（各部の次長クラス構成）でコンピューター、OAなどの機械化導入促進、二〇〇人の人員削減などを打ち出すありさまである。今のところ人員削減の対象となっているのは、自動車運転技士や調理員などの現業労働者であり、その削減方法は退職した場合に新規採用をせず、民間委託や臨時職員でその穴をうめるというものである。このような人員削減は、臨調行革攻撃のなかで婦人や高齢者にもおよぶものと思われる。

また、労務管理も巧妙になってきている。研修制度の強化、ヨーロッパやアメリカ旅行をエサにした職員提案制度、今年度から新規にはじめた自主研究グループにたいする助成金制度（一グループにつき一〇万円助成）、組合員である職員をとり込んで合理化提案を行わせる経営参加方式（病院経営改善検討委員会、福祉や農業関係のプロジェクトチームなど）など枚挙にいとまがない。

とくに自主研究グループにたいする助成金制度は職場をこえて県行政の諸問題について共同研究をさせ、提言・提案をさせることによって、労働者意識を喪失させ、公僕意識を植え付けさせる思想攻撃である。応募数は当初予算に計上した七件を上まわり、二九件と

なり県当局は補正予算を組んで措置するという熱の入れようである。
このような小集団管理運動が民間労働運動の衰退の一つの要因であったことを考えたときに、私たちは労働者教育の充実と職場からこの運動への参加を拒否する態勢を構築する必要に迫られている。
一方、山形県職員の賃金は全国でも下から四番目（自治省のラスパイレス比較）の低賃金に抑えられている（行政職平均年齢三九・三才、平均賃金二一万八、八七六円）。だから私たちの賃金要求は三〇年前も今も〝せめて全国中位の賃金をよこせ〟なのである。
しかし、県当局は一昨年の人勧凍結につづき、今年の人勧も国に準じて二％程度に改ざんしてしまった。組合員の怒りは頂点に達している。

〝総学習・総討論・総行動〟を合言葉に

このような生活と労働の実態のなかで、私たちは〝総学習、総討論、総行動〟を合言葉に組合員を運動とたたかいに結集することに全力をあげてきた。いわば職場活動、職場闘争を基軸にした大衆闘争路線を追求してきた。
とくに私たちは権力の中枢部である本庁（県庁）支部の強化こそ県職労全体の運動と組織強化につながることを重視し、取り組みを強めている。一例を紹介すると、学習会や酒飲みを通じて役員、活動家の育成をはかったり、日刊紙「なかま」の週一回（月曜日）手渡し運動を四年間つづけ、組合員との人間関係をつくりだしている。その結果、社会党や社青同に加入をし、長く運動を続ける決意をする仲間も増えつつあり、ストライキ闘争にも本庁部組合員一、四〇〇人のうち五〇〇人を結集するまでに成長してきた。
私たちの組織が着実に前進していることを知ってか当局は組織破壊を目的に八二年一二月の人勧完全実施を求めた二波のストライキ（一二・一六・二時間スト、一二・二四・二時間スト）にたいし、昨年五月二五日、八年ぶりに停職一人、減給二人を含む四、〇九六人の大量不当処分を発令した。私たちは不当処分にたじろぐことなく、昨年も一〇月七日に敢然と二時間ストライキを打ち抜き、人勧完全実施を要求するとともに、人事委員会と地方労働委員会に提訴し、不当処分撤回を求めて粘り強くたたかっている。
このように、私たちは独占資本、自民党、県当局の賃金抑制攻撃と人減らし、労働強化を中心とした合理化攻撃がふきあれるなかで、ストライキ闘争を軸とした大衆闘争路線を大切にし、学習と人間関係づくり、職場から組合員の結集をはかりながら人員増などの要求を実現するため、職場要求闘争を展開している。
このような状況のなかで八四春闘を迎えた。

春闘なくして秋闘なし

県職労は二月七・八の両日、一七〇人の役員、活動家を集め、八四春闘討論集会を開催した。参加者は年々増えている。今回は一〇人程度の分散会を一五つくり、生活実態や職場の状況について三時間討論をおこない、たたかう意思統一と交流を深めた。
私たちの八四春闘方針の重点は次のとおりである。
まず第一に、春闘なくして秋闘なしという決意から四月上旬の官民統一ストライキ態勢を構築し、独占の賃金統制を粉砕し、当面政府から人勧完全実施の確約をとることである。そのためには、役員がすべての職場に入り、組合員と徹底した討論をおこない、たたかう決意を固めあうことである。職場には独占の賃金抑制と人減らし、労働強化にたいして、

あきらめている部分もないわけではないが、全体的には怒りが充満している。役員、活動家が先頭に立ってこの怒りを組織化してこそ、組合員が奮い立ち、組合にたいする信頼感を強めることはこれまでのたたかいの総括で何度も指摘されていることである。とくに、総評、公務員共闘の中央指導部にいいたいことは、玉虫色的なあるいはあいまいな妥結では現場労働者のたたかう意欲を低下させ、組合不信を助長させることになるので、不満足な回答であればストライキを打ち抜くことが組織の強化につながり、運動を活性化させることになることを肝に銘じてもらいたい。

第二に反合理化闘争を強化することである。職場の実態報告でも触れたように、人減らし攻撃が激化している現実を重視し、現場段階から当局交渉に組合員を結集し、たたかい、合理化に歯止めをかけることである。当局交渉に多くの組合員を結集し、当局を追及することは、当局の無能さと無責任さを暴露することにつながり、組合の主張の正当性が立証される場となり、組合員の労働者階級としての意識を高める生きた学習の場ともなるのである。かりに要求が前進しなくても、組合員の組合にたいする帰属感を高めるとともに、敵が誰れであるかを明らかにし、その敵を打ち倒す政治闘争まで高めてくれるのである。

第三に運動面では学習と交流を重視することである。学習は支部（地方事務所単位）毎の機関役員学習会（執行部、青年・婦人・現業）と分会（職場）全員学習会を年休を活用しながら実施する。学習内容は賃金とは何か、合理化とは何かなどの基礎的なものとする。また、交流は組織内だけにとどまることなく、民間や公労協との仲間との賃金や職場実態のつきあわせを大事にしたい。山形のように公務員がめぐまれているという保守的風土のなかで、交流運動は自分たちがやっている運動に自信を与えるし、共通の敵は独占資本であり、自民党であることを認識することに役立つ。

第四に春闘期に組合員の創意ある取り組みを大事にし、活動家の育成に努力することである。カベ新聞づくりや庁舎の周辺に設置する立看板づくりに、組合員の参加を求め自らの賃金実態や要求、健康の状態などを訴えることである。また、青年団結集会運動を通して、ていねいなオルグをおこない、活動家の育成をはかる。

第五に自治労が提起している地域生活圏闘争を追求することである。これまでは自分たちの要求やストライキに一方的に理解を求める各戸チラシ配布の取り組みだけで終わっていた。それが、統一自治体選挙や総選挙闘争で、地域の未組織労働者の仲間とも知り合いになり、輪が広がってきている。自分の町内で単組をこえた組織労働者が相談し、地域の親子を集めて反戦反核の紙芝居を実施したり、有機農産物の販売を通じて地域住民との交流を持てる仲間もでてきた。長い時間を要すると思うが、これらの芽を大切にし、地域の労働者仲間との連帯をつくりながら、反独占反自民の統一戦線づくりに貢献していきたい。

独占資本になめられないたたかいを

以上が私たちの八四春闘方針の重点だが、なんといっても八四春闘では独占資本になめられないたたかいを組織することが重要である。そのためには、ストライキを構え、あるいは打ち抜くことがきわめて大切であると思う。

精いっぱいたたかってこそ賃金も年金や減税などの制度要求もかちとれるのであり、どんなに困難でもたたかいを通じてこそはじめて労働者の階級意識と団結も高まり、政治変革の具体的展望も切り開かれるのである。全国の仲間の皆さん、ともにがんばりましょう‼

（山形・M）

時が新しい革命アフガニスタンに味方する

―伊共産党中央委へのアフガニスタン人民民主党の公開書簡―

アフガン問題についてのデマ宣伝はいぜんとして続いている。しかも、国際的には一部の共産党・労働者党まで巻き込んで。

イタリア共産党（以下PCIと略記）機関紙「ウニタ」は昨年末にアフガニスタン問題についてのルッビ国際部長のインタビュー、今年はじめに特派員の現地ルポを連載した。これにたいしてアフガニスタン人民民主党中央委員会は、アフガニスタン革命に敵対するキャンペーンだとして、「公開書簡」を発表した。以下はそのテキストである。

「ウニタ」はだれに味方しているか

一九八三年一二月末から一九八四年一月初めにかけてPCI機関紙「ウニタ」にアフガニスタンにかんする連載記事が掲載されたが、われわれはそれに憤激と憤慨の念を感じざるをえない。われわれのこうした感情がいっそうつのっているのは、われわれの革命とアフガニスタン人民民主党の事業に公然と敵対する反アフガン宣伝が、こともあろうにPCI――勤労者の利益のための闘争の豊富な経験をもち、周知のように、世界革命過程の発展に顕著な貢献をしてきた党――の中央機関紙に掲載されたからである。

われわれがとくに遺憾に思うのは、革命アフガニスタンに敵対するそのキャンペーンの音頭をとっているのがPCI中央委員会国際部長、アントニオ・ルッビ氏という事実である。ルッビ氏は、その地位からみても、わが国とその周辺で起こった出来事を、勤労者および社会進歩の利益をなによりも重視するプロレタリア国際主義の立場から検討すべき人物である。

しかし、PCI中央機関紙は反対の立場をとっているようだ。その上、「ウニタ」がわれわれの革命の目標、課題および性格、長期にわたる後進性に反対しアフガン国民のよりよい、明るい未来をめざす粘り強く困難なたたかいを理解しようとしていないことを、われわれはよく知っている。本質的には、西側の帝国主義勢力や地域反動の立場と軌を一にし、アフガニスタン民主共和国の対外政策と、自由と民族独立をめざしたわれわれの努力へのソ連による気高い国際的支援の真の意味を歪めるような評価がなされていることも、われわれにとって残念である。

われわれのたたかいは正義のたたかい

「ウニタ」の記事を読むと、いくつかの疑問が自然に生じてくる。イタリアの共産主義者たちは、わが国、わが党および党に殉じた人々について、進歩と社会正義のための諸変化についての真実を知っているのだろうか？　彼らは、四月革命、アフガン国民によって熱狂的に歓迎された革命の後に始まった、アフガニスタン民主共和国の内政にたいする武力干渉をふくむ激しい干渉について、客観的な情報を得ているのだろうか？

彼らは、CIAなどの西側特務機関、中国の覇権主義者、地域の悪らつな反動勢力がわれわれの革命に反対するための陰謀、破壊、妨害行為およびテロを組織するための大量の

資金を使ったことを、知っているのだろうか？

「ウニタ」の主張から明らかなように、PCIの一部の指導者たちは、アフガニスタンの四月革命が広範な人民大衆の支持を得ていることに疑いをもっている。

一〇万以上の党員を擁するわが党の名において、われわれは断固として次のように声明する。

アフガン革命は歴史の帰結

一九七八年四月に勝利したアフガニスタンの民族主義革命は、アフガン社会の社会・経済発展の論理的帰結であり、それを指導し、鼓舞激励したのはアフガニスタン人民民主党だった。腐敗した封建・地主体制の打倒後、わが国の歴史上初めてわが国民はすべての生活分野における進歩を達成する可能性を獲得した。

アフガニスタン国民は現在、未曽有の困難な時期に直面している。わが党は、国の勤労者のための根本的な変革——公正な土地・水利改革、教育改革——を宣言して、実行している。また、文盲一掃運動をおこない、労働者・職員の生活条件の改善に努めている。われわれは、社会の新しい政治構造を確立して改善しつづけているし、国民を国家統治に参加させている。国家権力の地方機関の民主的制度を確立させる活動がおこなわれている。宣戦布告なき戦争によって破壊された経済の再建と発展のために懸命な努力がなされている。アフガニスタン人民民主党の全党員と幾百万のアフガン愛国者は、これらすべての課題を解決するために献身的に働いている。彼らにとって革命とその獲得物は、口先だけの言葉ではなく、はっきりと感じとれる現実である。言うまでもなく、米国を先頭とする国際帝国主義と地域反動とによって引き起こされた侵略が革命の前進を妨げなくなれば、われわれはもっと早く前進できるし、われわれの活動範囲はもっと広がるだろう。侵略とのたたかいは、莫大な物的、人的資源を転換させ、創造的な労働に必要不可欠な、貴重な時間をわれわれから奪い取るのである。

どの革命でもみられるように、打倒された搾取者たちは自分たちの失われた地位や特権を取り戻そうと試みたが、アフガニスタンの勇敢な、誇り高い、自由を愛する国民は、革命を擁護するために断固として立ち上がった。

国際帝国主義および反動も、われわれの革命を彼らの利己的利益にたいする脅威とみなした。彼らは、国外に逃亡した封建領主、買弁、反動的聖職者、元将校を雇い入れた。やがてこの反アフガン同盟は、悪魔のような計画を実行しはじめた。〝イスラムの擁護〟という、偽りの、つくり出されたスローガンのもとに、革命アフガニスタンに反対する武力挑発が大規模になっていった。すぐさま、その武力挑発は、隣接諸国——パキスタンおよびイランの領土からのアフガニスタン民主共和国への広範囲な宣戦布告なき戦争の性格を帯びるにいたった。

反革命の輸出が強まる状況のもとで、アフガニスタンは、革命の獲得物の喪失のみならず自由と民族独立の喪失という現実的脅威に直面した。わが祖国と革命は、国を分割して帝国主義の略奪者および地域反動に隷属させるか、一般に認められた国際法の規範にのっとって、外部からの侵略を撃退するために友邦に援助を要請するか、の選択を迫られた。アフガン勤労者の崇高な利益を考慮に入れて、われわれは後者の道を選んだが、この選択

がまったく正しかったと考えている。偉大なるソ連邦は、一九七八年一二月五日に調印された友好・善隣・協力条約第四条にもとづき、国連憲章第五一条に従って、われわれに援助の手を差し伸べた。この問題にかんする見解はわが党および国家の指導者たちによって一度ならずのべられてきたが、偏見をもたない人間なら誰でもこの見解に納得できるだろう。

われわれの親しい隣国――ソ連邦の行動は、「ウニタ」紙上やＰＣＩの一部指導者の発言のなかで〝革命の輸出〟として特徴づけられているものとは、まったくなんの共通点もない。もう一度くり返そう。アフガン革命は、アフガン国民の、またアフガン国民だけの意志であり、事業である、と。ソ連邦にかんして言えば、ソ連邦は、国際主義の原則に忠実であり、われわれが外部からの侵害からわが国の独立と主権を擁護し、反革命の帝国主義的輸出にあくまで反対するのを助けてくれた。これが歴史上の真実であり、ＰＣＩの一部の指導者がこれを理解しなくなったり、理解しようとしていないことを、われわれは残念に思う。

アフガニスタンをめぐる情勢の調整にかんするアフガニスタン民主共和国政府の立場にかんして言えば、それは一九八〇年五月一四日付および一九八一年八月二四日付のわが政府の周知の声明に述べられている。われわれは、パキスタンおよびイランの領土からのアフガニスタン民主共和国への内政干渉、とりわけ武力干渉の中止と、こうした干渉がくり返されない確実な保障を求めている。そうなれば、アフガニスタン民主共和国とソ連邦との合意にもとづいてソ連軍兵員をアフガニスタンから引き揚げる問題をその他の問題と平行して解決できるだろう。

資料の引用の仕方にも大きな疑問

アフガニスタンについての「ウニタ」の連載記事のもう一つの特徴についても述べておきたい。同紙には、アフガン人亡命者や西側のブルジョア的資料の意見や〝評価〟が引用されている。たとえば、「ウニタ」は、悪名高い〝国際アムネスティ〟やローマに本拠を置く〝アフガニスタン情報センター〟なる組織のボス、ラスール・ザルマイのねつ造文書を引用している。かれは、アフガン国民に憎まれているアフガニスタン元国王一族の子孫の一人で、やはりイタリアに居住するザルマイと同一人物ではないのか？　どうもそうらしい。「ウニタ」のような新聞にこのような資料が引用されることなど、われわれは理解できない。

アフガニスタンをめぐる情勢という複雑な問題が、さらに、帝国主義宣伝によって混乱させられている。これを理解するのがそれほど容易でないことを、われわれは認める。しかし、われわれは、歴史の真実が勝利し、反革命のあらゆる企てが無益であることを確信している。自由と豊かな生活の権利を求めてたたかいに立ち上がった国民を打ち破ることは不可能である。

中央委員会書記長、バブラク・カルマル同志を先頭とするアフガニスタン人民民主党――国民の前衛――は、新らしい社会の建設のため、アフガン国民の物質的、精神的生活の改善をめざす社会・経済的変革の遂行のための正義のたたかいをおこなっている。時が新しい革命アフガニスタンに味方する。